

文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改める。
- 二、文部科学省の所掌事務に、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること、スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること、心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関することを追加する。
- 三、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とするとともに、同庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とする。
- 四、スポーツ庁は、その任務を達成するため、二のほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどる。

五、この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。